

2024年度 船舶用消防設備 整備技術講習会・研修会

実施要領書

(装置名称:火災探知警報装置)

能美防災株式会社

1. 講習会・研修会の概要

以下の通り、船舶用消防設備の整備技術者資格の「新規取得のための講習会」及び「資格更新のための研修会」を実施致します。

講習会及び研修会では技量認定試験を実施し、合格者を船舶用消防設備整備技術者(ただし、能美防災製火災探知警報装置に限る。)として認定します。

(1) 学科講習及び能美防災製火災探知警報装置の実技講習を行います。

注記:講習内容は MSC.1/Circ.1432 で規定されている点検整備の項目を中心に行います。

(2) 講習会・研修会の何れも1日です。(講義及び試験内容は同一です。)

(3) 受講者に対しては、技量認定試験として学科試験及び実技試験を行います。

学科試験:講義の最後に筆記試験を行います。

実技試験:講義時間中に各受講者の技量を判定します。

注記:1回目の更新に係わる研修会受講者に限り、技量認定試験を受けて頂きます。(2回目以降の更新は別途協議)

(4) テキストは、一般社団法人日本船舶品質管理協会が作成した「船舶用消防設備整備技術講習会指導書」 「(B-2)火災探知警報装置」編を使用します。【受講者宛に別途支給されます。】

2. 開催日時

2024年12月5日(木) 9:00～17:00(予定/詳細スケジュールは別途ご案内致します。)

3. 開催場所

能美防災株式会社(本社) 別館6F大会議室

〒102-8277 東京都千代田区九段南 4-7-3

※ 市ヶ谷駅(JR総武線/営団有楽町線/営団南北線/都営新宿線)下車 徒歩約5分



4. 募集人数

講習会・研修会 合計15名程度

注記:基本的には先着順とさせていただきます。応募者多数の場合は、複数名応募の会社様に調整頂く事がございます。

5. 受講資格

次の要件に適合する方とさせていただきます。

- (1) 舶用消防設備の整備業務又は製造業務を行っている会社に所属し、同業務に従事した2年以上の実務経験を有する方
- (2) 有効期限内の「船舶用消防設備整備技術者証」をお持ちの方（**研修会を受講希望の方に限る**）
上の要件に加えて、次の全ての要件に適合する方とさせていただきます。
- (3) 弊社と「点検業務委託契約」を締結し履行出来る事業所に所属している方
（※既に締結済の事業所に所属する方においては不要です。未契約の事業所にあつては、合格後に別途送付致します。）
- (4) 火災探知警報装置に関わる電氣的基礎知識を持った方（**具体的に力量を計る事はございません。**）
- (5) 点検報告書を英文で記載出来る方（**具体的に力量を計る事はございません。**）

さらに、2024年9月開催の（一社）日本船舶品質管理協会が実施する「船舶用消防設備整備技術 A 講習会・研修会」の学科講習（基礎知識・関係規則）を受講されていることが条件となります。

6. 受講料

講習会・講習会（同一金額） ￥33,000円（消費税￥3,000を含む）

7. 受講手続き

次の手順で行って頂きます。

(1) 受講申込書の提出

所属会社（事業場）の責任者は、別添1の講習会参加申込書又は別添2の研修会参加申込書に必要な事項を記入の上、**2024年10月18日（金）必着**にて郵送して下さい。

〒163-0455 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビルディング 55F

能美防災株式会社 エンジニアリング本部 第3営業部 村山宛

なお、会員会社に所属されていない方が受講希望する場合は、受講資格を確認するために、所属会社の業務内容がわかる資料及び受講希望者の過去2年以上の整備業務従事実績がわかる資料（時期、点検整備等を行った船舶の種類と大きさ、消防設備の種類と整備内容等を記載した一覧表等）を添付してください。また、連絡先（電話番号又はメールアドレス及び担当者名）を明記してください。

記載内容について確認の問い合わせをさせていただく場合があります。

(2) 受講可否の連絡

申込書を受理した後、受講資格等を審査、調整のうえ、**2024年11月8日（金）を目途に**、弊社から所属会社の責任者に受講の可否を文書で通知します。

(3) 受講料の支払い

以下の口座へ振込して下さい。（手数料は申込者側にてご負担して下さい。）

銀行名：三菱 UFJ 銀行 振込第一支店

振込先名義：ノウミボウサイ(カ 口座番号：普通 5520230

注記：受講可の通知を受領後、11/20（水）までに振込をして下さい。

(4) 受講料振込書の写しの提出

受講料の振込みが完了した後、所属会社（事業場）の責任者は、受講料振込書の写しを FAX 又はメールにて提出願います。（提出先は項目 10 を参照して下さい。）

なお、弊社が指定した期限を過ぎても提出がなかった場合には、受講申込みを辞退されたものとさせていただきますのでご了承下さい。

(5)受講票の送付

全ての手続きが完了した後に、所属会社(事業場)の責任者経由で受講票を送付します。

(6)「契約書」の締結

後日、「点検業務委託契約書」を締結して頂きます。(締結時期は技術者証が発行される頃になります。)

【特記事項】

研修会・講習会を受講後、合格された方には一般社団法人日本船舶品質管理協会から「技術者証」を交付致します。交付にあたっては別途手数料(¥3,140.-/消費税¥285 を含む)が掛かりますのでご承知おき下さい。

**※ 整備技術者証の交付は、A講習会・研修会の学科試験に合格している事が条件になります。
従ってA講習会・研修会の学科試験の未合格者は、合格後に交付されます。**

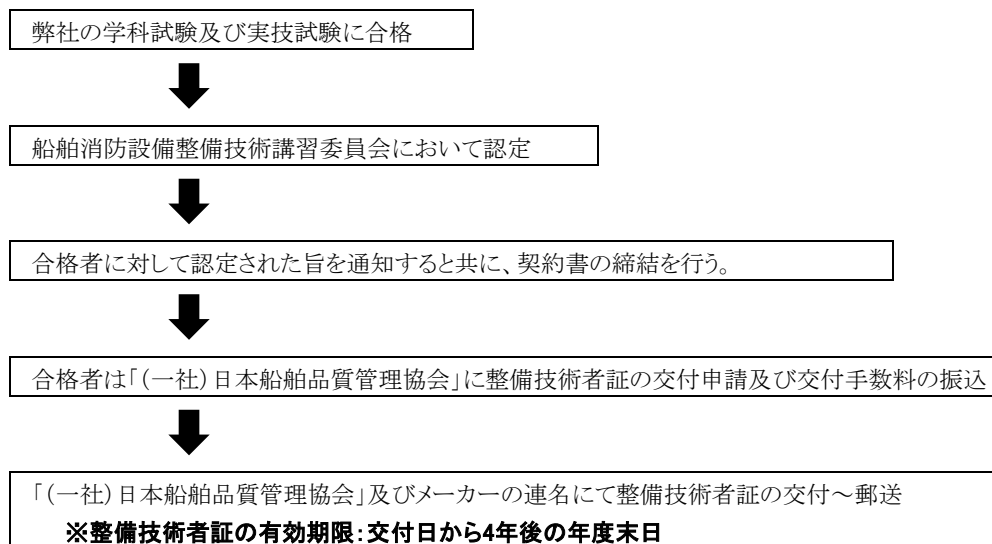
8. 受講に当たっての留意事項

- (1)提出された書類、受講料は、特別な事情がない限り、返還しかねますのでご了承ください。
- (2)宿泊については、受講者側で手配してください。
- (3)受講に適した服装を準備してください。(室内で行います。)
- (4)受講日当日、受講票を受付にご提出ください。
- (5)昼食は弊社にて用意致します。

9. 感染症防止対策

- (1)手指消毒へのご協力をお願い致します。
- (2)マスク着用は個人の判断に一任します。

10. 受講後の流れ(整備技術者証の交付等)



11. 本件に関わる問い合わせ先及び書類関係の提出先

能美防災株式会社 エンジニアリング本部 第3営業部 (担当者:村山聖一)

〒163-0455 東京都新宿区西新宿 2-1-1 TEL:03-3343-1815 FAX:03-3343-1810

E-Mail : murayama@nohmi.co.jp